

「自治体間連携のあり方研究会」設置要領

1. 目的

広域連合や定住自立圏構想などの取組を踏まえ、市町村間や、市町村と県の自治体間連携について検討を行うことを目的に、「自治体間連携のあり方研究会（以下「研究会」という。）」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 連携中枢都市圏、定住自立圏等自治体間連携推進にあたっての課題
- (2) 広域連合の役割・役割分担
- (3) 国の制度が適用されない地域の方策

3. 組織

- (1) 研究会は、市町村、広域連合、県により構成する。
- (2) 構成員は、別表1に掲げる市町村、広域連合の企画担当課長及び別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 研究会には、オブザーバーとして別表3に掲げる職にある者に出席を求めることができる。
- (4) 研究会には、有識者をアドバイザーとして置くことができる。
- (5) 研究会の座長は長野県企画振興部長、座長代理は長野県市町村課長とする。
- (6) 研究会の事務局は、長野県企画振興部市町村課とする。

4. その他

本要領は、平成27年2月13日から施行する。

(別表 1)

市	佐久市、上田市、諏訪市、駒ヶ根市、飯田市、松本市、大田市、長野市、飯山市
町村	小海町、長和町、富士見町、飯島町、松川町、木曾町、筑北村、小谷村、高山村、野沢温泉村
広域連合	上田地域広域連合、上伊那広域連合、木曾広域連合、北信広域連合

(別表 2)

県	企画振興部長、総合政策課長、市町村課長、地域振興課長
---	----------------------------

(別表 3)

市長会次長、町村会次長
